

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 5 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 5 月 1 2 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 5 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
日程第 6 同意第 3 号 監査委員の選任について
日程第 7 議案第 1 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 2 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 3 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第 4 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9 議案第 5 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 0 議案第 6 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町等公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1 議案第 7 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 2 議案第 8 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 3 議案第 9 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 3 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 1 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君

10番 石川邦子君
12番 大西智君

11番 板垣正人君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 下道英明君 副町長 武川正人君

総務部長 佐野大次君 経済部長 若木渉君

洞爺総合支所長 高橋秀明君 総務課長 高橋謙介君

税務財政課長 藤岡孝弘君 住民課長 後藤和郎君

健康福祉課長 高橋憲史君 健康福祉センター長 末永弘幸君

産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長 原信也君 上下水道課長 篠原哲也君

教育長 皆見亨君 管理課長 天野英樹君

社会教育課参事 角田隆志君 社会教育課長 野呂圭一君

代表監査委員 山口芳行君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤久志

書記 阿部はるか

美 曉 村 木 係 務 庶

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、洞爺湖町議会令和 4 年 5 月会議を開会します
(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 120 条の規定により、5 番、立野議員、6 番、五十嵐議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和 4 年 5 月 12 日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- 1、調査事項、洞爺湖町議会令和 4 年 5 月会議の運営について。
- 2、調査日、令和 4 年 5 月 10 日、火曜日。
- 3、出席委員、私ほか、大久保副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。
- 4、委員外として、大西議長、板垣副議長にも同席をいただきました。
- 5、説明員、武川副町長。
- 6、結果。

地方自治法第 102 条の 2 第 7 項の規定に基づく洞爺湖町議会令和 4 年 5 月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、5 月 12 日、1 日間。

審議日程について、5月12日、本会議。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定いたしました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手の消毒を行うこととする。傍聴者についても、入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用し、間隔を空けて着席いただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和4年5月会議、町長行政報告をさせていただきます。

一つ目でございます。寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）。

個人（匿名を含む）572件、総額、1,119万1,000円。

（2）物品の寄附。

洞爺湖町香川 55 番地7、とうや湖農業協同組合、代表理事組合長、高井一英氏。牛乳贈答券（2リットル相当）273名分でございます。

2番目でございます。新型コロナウイルス感染症対策について。

現在、町内においても新規感染者が確認されている状況が続いており、長期休暇後の急激な感染拡大を防ぐため、引き続き、感染予防対策を徹底しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、4月末現在で65歳以上3,081人、83.6%、全体で5,347人、71.2%の方々が3回目の接種を完了しております。

また、国から4回目のワクチン接種の実施に向けた説明があり、町の実施手法の検討を進めているところです。

今後も国や北海道と連携し、感染症の蔓延防止や住民と事業者への支援に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、生活支援や経済対策事業について、補正予算案を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目でございます。各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。
なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目に、こどもの日縄文体験事業の開催についてでございます。

世界遺産に登録された入江・高砂貝塚への関心と理解をより一層深めてもらうため、5月5日木曜日のこどもの日に、縄文体験事業を入江・高砂貝塚館において開催いたしました。

当日は、町内外から約100名の方々のご来場をいただき、勾玉づくり体験をはじめ、鹿の角で作ったけん玉や弓矢体験、貝塚から出土した縄文土器や動物の骨などを手に取りながら縄文時代の暮らしについて親しんでいました。

開催に当たり増しては、アプタフレナイの会やボランティアガイドの方々のご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

今後も入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関心を高めていただけるよう事業の実施に取り組んでまいります。

二つ目に、各種事務事業の取組状況についてあります。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎選挙第1号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、選挙第1号選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙しなければなりません。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、指名する方々の一覧表を配付いたします。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 10 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前 10 時 11 分）

○議長（大西 智君） それでは、選挙管理委員及び同補充員をお諮りする前に、指名に当たって選考経過などを事務局から説明させます。

佐藤事務局長。

○議会事務局長（佐藤久志君） それでは、選挙管理委員と選挙管理委員補充員の方々の選考の経過等につきまして、簡潔にご説明をいたします。

人事案件でございますので、会派代表者会議にお諮りし、協議、選考をいただいております。

選挙管理委員、同補充員の選考でございますが、これまでの委員、補充員をされていた方々を基本に、地域的なバランスや人口面も踏まえ、本町地区、温泉地区、洞爺地区それぞれから選考をしております。

まず、選挙管理委員でございます。

初めに、小田桐勝太郎さんでございます。洞爺町 350 番地 30 にお住まいで、平成 22 年から選挙管理委員をされております。

次に、奥山洋子さんでございます。洞爺湖温泉 78 番地にお住まいで、奥山建築設計事務所の所長の奥様でございます。平成 18 年から選挙管理委員をされております。

次に、竹内廣志さんです。栄町 67 番地 20 にお住まいで、司法書士でございます。平成 22 年から選挙管理委員をされております。

次に、福島良一さんです。本町 157 番地にお住まいで、福島文具店を経営されております。平成 30 年から選挙管理委員をされております。

次に、補充員でございます。

齋藤敬臣さんでございます。洞爺湖温泉 36 番地 20 にお住まいで、齋藤建築設計事務所の所長様でございます。平成 18 年から同補充員をされております。

次に、阿久津春幸さんでございます。高砂町 116 番地 25 にお住まいで、平成 22 年から同補充員をされております。

次に、中澤茂さんでございます。洞爺町 174 番地 2 にお住まいで、平成 22 年から同補充

員をされております。

最後に、佐藤正人さんでございます。青葉町 111 番地 68 にお住まいで、平成 30 年から同補充員をされております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ただいま事務局から説明させましたが、選挙管理委員には小田桐勝太郎さん、奥山洋子さん、竹内廣志さん、福島良一さんを指名いたします。また、補充員には第 1 順位齋藤敬臣さん、第 2 順位阿久津春幸さん、第 3 順位中澤茂さん、第 4 順位佐藤正人さんを指名いたします。

それでは、お諮りいたします。

選挙管理委員及び同補充員、補充員の順位については、ただいま指名いたしました。

それぞれ各 4 名の方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、小田桐勝太郎さん、奥山洋子さん、竹内廣志さん、福島良一さんの 4 名、同補充員には第 1 順位齋藤敬臣さん、第 2 順位阿久津春幸さん、第 3 順位中澤茂さん、第 4 順位佐藤正人さんの 4 名が当選されました。

◎同意第 1 号及び同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第 5、同意第 1 号教育委員会委員の任命について及び同意第 2 号教育委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。

同意第 1 号並びに次の 2 ページになりますが、同意第 2 号について一括してご提案をさせていただきます。いずれも教育委員会委員の任命に関する同意でございます。

初めに議案書 1 ページ、同意第 1 号教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、虻田郡洞爺湖町旭町 76 番地、吉田聡氏、昭和 27 年 5 月 16 日生まれでございます。

同じく次の議案書 2 ページへ移っていただきまして、同意第 2 号教育委員会委員の任命について。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 144 番地、来栖由喜氏、昭和 37 年 4 月 8 日生まれでございます。

なお、任期につきましては、両氏とも令和 4 年 5 月 18 日から令和 8 年 5 月 17 日までの 4 年間となっております。

それでは、議案説明資料により両氏のご経歴についてご説明をいたします。

議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

初めに、吉田聡氏、昭和27年5月16日生まれの69歳でございます。

学歴は、昭和50年3月東北薬科大学薬学部を卒業されております。

職歴は、昭和51年4月北海道薬剤師会公衆衛生検査センター入社。昭和53年4月アオバ薬局薬剤師として現在に至っております。

公職歴は、昭和63年4月から虻田小学校学校薬剤師として現在に至っております。平成元年9月から平成18年3月まで虻田町国民健康保険運営協議会委員。平成6年4月から平成10年3月まで虻田町社会教育委員。平成13年12月から平成18年3月まで虻田町民生委員児童委員、主任児童委員。平成18年4月から平成28年11月まで洞爺湖町民生委員児童委員、主任児童委員。平成18年7月から洞爺湖町国民健康保険運営協議会委員として現在に至っております。平成20年4月から平成26年4月まで洞爺湖町就学指導委員会委員。平成26年5月から洞爺湖町教育委員会委員として現在に至っております。

団体歴は、平成10年5月から平成19年5月まで虻田町商工会理事。平成11年4月から平成12年3月まで虻田町PTA連合会会長、同じく虻田小学校PTA会長。平成18年4月から平成24年3月まで虻田高等学校評議員。平成19年5月から令和3年5月まで洞爺湖町商工会理事。平成24年4月から平成28年3月まで本町3区自治会監事。平成28年4月から本町3区自治会会長として現在に至っております。

続きまして、議案書1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

来栖由喜氏でございます。昭和37年4月8日生まれの60歳でございます。

学歴は、昭和60年3月専修大学商学部を卒業されております。

職歴は、昭和60年4月東京ブルー観光株式会社入社。平成元年2月ベル興産株式会社入社。平成6年5月株式会社大西産業観光入社され、現在に至っております。

公職歴は、平成13年12月から平成18年3月まで虻田町民生委員児童委員。平成13年12月から平成18年3月まで虻田町福祉調査員。平成18年4月から平成25年11月まで洞爺湖町民生委員児童委員。平成18年4月から平成25年11月まで洞爺湖町福祉調査員。平成26年5月から洞爺湖町教育委員会委員として現在に至っております。

団体歴は、平成16年4月から室蘭地方食品衛生協会指導員。平成19年5月から北海道旅行業協同組合理事。平成20年4月から室蘭地方食品衛生協会理事。平成29年4月から室蘭地方食品衛生協会洞爺湖温泉分会会長として、それぞれ現在に至っております。平成25年4月から平成27年3月まで洞爺湖町商工会女性部委員。平成27年4月から洞爺湖町商工会女性部理事として現在に至っております。

以上、同意2件につきまして、一括してご提案をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。人事案件でありますので、確認程度の質疑といたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号及び同意第2号をそれぞれ採決します。

初めに、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決も、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第2号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、同意第3号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書3ページをご覧いただきたいと思います。

同意第3号監査委員の選任について。

下記の者を識見を有する者の中から選任する監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町浜町31番地2、山口芳行氏、昭和32年8月23日生まれでございます。

任期につきましては、令和4年5月18日から令和8年5月17日までの4年間でございます。

続きまして、議案説明資料によりまして、ご経歴についてご説明をさせていただきます。

議案説明資料の３ページをご覧くださいと思います。

山口芳行氏。昭和 32 年 8 月 23 日生まれの 64 歳でございます。

学歴は、昭和 55 年 3 月札幌商科大学商学部を卒業されております。

職歴は、昭和 55 年 4 月中央信販株式会社入社。昭和 62 年 4 月虻田漁業協同組合に就職。

平成 15 年 4 月いぶり噴火湾漁業協同組合（これは合併によるものです）平成 26 年 6 月同組合を退職されております。

公職歴は、平成 12 年 11 月から平成 14 年 10 月虻田町廃棄物減量等推進審議会委員。平成 30 年 5 月から洞爺湖町監査委員として現在に至っております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います、人事案件でありますので、確認程度の質疑いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第 3 号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第 3 号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第 1 号から議案第 3 号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 7、議案第 1 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、議案第 3 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書 4 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 1 号から議案第 3 号まで一括してご説明をいたします。

まず初めに、4 ページ、議案第 1 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨でございます。

本年度国家公務員の給与改定による官民格差に基づき、職員給与水準が減額改定されることから、これに準拠し、議会議員の期末手当の支給割合を 0.15 月減額改定し、さらに昨年 12 月に支給された期末手当の額から 0.15 乗じて得た額を減じるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料により説明をいたします。4 ページをご覧いただきたいと思います。

第 6 条、期末手当の支給割合を「100 分の 215」に改めるものでございます。

議案書 4 ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

附則の第 1 項、施行期日でございます。

この条例は、交付の日から施行するものでございます。

第 2 項、令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

令和 4 年 6 月に支給される期末手当に限り、昨年の 12 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 15 を乗じて得た額 0.15 月を減額して支給することと、減額する額が期末手当の額を上回る場合は、期末手当を支給しないことを定めたものでございます。

続きまして、議案書 5 ページでございます。

議案第 2 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの条例改正の趣旨及び内容につきましては、議案第 1 号で説明をさせていただきました内容と同様でございますので、ご説明については省略し議案第 2 号のご提案とさせていただきます。

続きまして、議案書 6 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 3 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

条例改正の趣旨でございます。

こちらにも国家公務員の給与改定に準拠し、期末手当の支給割合を職員は 0.15 月、再任用職員は 0.1 月を減額改定し、さらに昨年 12 月に支給された期末手当の額からそれぞれ 0.15 月または 0.1 月を乗じて得た額を減じるのでございます。

なお、この改正につきましては、当町の職員組合とも協議、同意を得ております。

また、会計年度任用職員の期末手当の支給においては、会計年度任用職員の給与等に関する条例第 13 条において、職員の給与条例に委任されておりますので、本条例改正によって会計年度任用職員の期末手当の支給割合が減額されるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料 6 ページ、最後のページですが、ご覧いただきたいと思います。

第 21 条、期末手当の支給割合は、職員にあっては「100 分の 120」、再任用職員にあっては「100 分の 67.5」に改めるものでございます。

議案書 6 ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思います。

第 1 項、施行期日につきましては、この条例は、交付の日から施行するものとしてございます。

第2項、令和4年6月に支給される期末手当に関する特例措置でございます。

令和4年4月に支給される期末手当に限っての措置ですが、昨年の12月に支給された期末手当の額に、職員にあつては127.5分の15を乗じて得た額、再任用職員にあつては72.5分の10を乗じて得た額、これを調整額としておりますが、この調整額を昨年6月に支給される期末手当の額から減額して支給することと、減額する額が期末手当の額を上回る場合は、期末手当を支給しないことを定めているものでございます。

なお、会計年度任用職員については、一会計年度ごとの任用が原則であり、継続雇用を前提としていないことから、調整額を減額する措置は適用しないこととしてございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから一括して質疑を行います。質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） おはようございます。

議案第1号から第3号にかけて、今、一括して提案がされました。

議案の内容ですが、町職員の期末手当減額については今説明がありましたが、人事院からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案したということで、一般職は0.15か月、再任用職員と会計年度任用職員が0.1か月減額すると、こういう内容になっていますが、特別職についても0.15減額するということですが、まず、一つ伺いたいのは、今回人事院からの勧告を勘案して、期末手当の支給割合を今お話ししましたように、特に一般職員についてお尋ねしますが、0.15か月、そして再任用職員及び会計年度任用職員については0.1か月引き下げるという提案でありますけれども、この減額で採用種別ごとの1人当たりになるとどのくらいの減額になるのか。もう1回言います。採用種別ごとの1人当たりの減額がどのくらいになるのか。

あと、年齢や年代でどの程度これが減額になるのかなど、その辺の状況について一つお尋ねしたいのと、全体としてこの平均の減額がどうなるのかということについて、まず1点目お尋ねしたいと思います。

それから、二つ目ちょっとお聞きしたいのですが、通常は給与の減額というのは、期末手当も含めてですが、その年度内で完結するというのが原則です。ところが、今回のように昨年の12月人事院勧告が出され、年度を超えて新年度において昨年度の期末手当を減額しますよと、こういうやり方というのはほとんど今までされたことなかったはずです。

そういう点では、本来の給与の支給の原則に反した行為ではないのかと。人事院はそれでもいいのだと言っているようではございますけれども、この点について一つ伺いたいのと、それから再任用になっている職員は、現在再任用ですから、ここに働いているわけですが、3月で退職された職員については、例えば再任職員については、全くこれは該当しないという扱いです。ですから、新年度も引き続き再任用で働いた職員は、前年度の再任用の時期の期末手当を減額するけれども、3月で退職された再任用職員については何も減額の対象にならないと、こ

の辺も非常に扱いが不公平といえますか、両方取れとはいいませんけれども、そういうおかしな対応になっているのですが、その点についてどういうふうに町としてはお考えなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） まず、1点目のこの人事院勧告によって影響する額についてでございます。

一般職につきましては、おおむね146人ございまして700万円程度の減額を見込んでございますので、1人当たり4万8,000円程度、特別職につきましては、おおむね11万6,000円程度、会計年度任用職員については1万5,000円程度の減を見込んでいるようなところでございます。全体としては1,700万円程度の減が見込まれるというような形で積算してございます。

2点目の年度内が原則というような部分で、このような措置をしたという部分につきましては、基本的に地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に定めてございまして、国や他の地方公共団体の職員を考慮するという形で定められております。

また、今回の給与改定に当たっては、令和3年11月24日付で総務副大臣名で、国家公務員の取扱いを基本として対応するというような通知も出されてございます。

こういうことを踏まえまして、また、昨年12月できなかったということについては、国において新型コロナウイルスの感染症による厳しい経済状況を鑑み、12月に給与改定を行った場合、この国・地方合わせて約350億円というふうに言われておりますけれども、減額改定になると、これをやってしまうと非常に消費が落ち込んでしまうというようなことから、実施の時期を見送っております。

これらの法律や国からの通知を踏まえて、町としても国家公務員の動向を待って対応するというようなことをやった結果、12月の減額調整を年度をまたいで対応となったという形になりますので、異例ではございますが、やむを得なかったというような形では考えているところでございます。

あと再任用の関係でございますけれども、3月末に退職し、引き続き再任用職員となられた方についても、職員の期末手当については当然退職前の在職期間も通算するという仕組みとなっております。つまり、一旦は退職するという形にはなるのですが、身分の継続性とは関係なく、昨年の12月から5月まで給与条例の適用職員として通算して在職していると、期間率を減額しないで満度に出すというような計算方法になってございます。それで期間を通算して満度に期末手当を出す形になりますので、今回の期末手当の減額調整についても在職期間が通算されることから、同様に対処したというような形で、国に合わせて対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 特に一般職員についての影響額は決して低くはない金額だと思います

し、会計年度任用職員についてもさらに1万5,000円減額が見込まれると、こういうような状況だというふうな説明でありました。また、年度を超えて6月に実施されるということが、12月に実施したらコロナの関係で消費が落ち込むのだと言いますけれども、今だって物価も高くなって、消費そのものだってそんなに伸びていないと思うのです。そういうことから言えば、ちょっと説明があまり納得性のある内容ではないなと思うのですが、二つ目ちょっと伺いますが、これは町長に伺います。

就任直後の町長ですから、どういうふうに考えているのか、ぜひ答えていただきたいのですが、一般職員の期末手当というのは、生計費が一時的に増大する時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有しております。職員の生活維持には欠かせない手当だと私は考えます。手当を引き上げるときは勤勉手当、下げるときは期末手当という形になっていると思うのですが、生活給としての性格を持つ期末手当を引き下げということは、職員の生活に影響を及ぼすものと考えますが、この点について町長はどうお考えなのかということですか。

二つ目は、地方公務員法第24条第2項では、地方公務員の給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されています。

国家公務員の期末手当については、人事院が0.15か月の引き下げを勧告し、これは年明けの通常国会で法案が提出されて、本年6月のボーナスに反映するという方針になっていますが、この次のことでちょっと伺うのですが、人事院会からの勧告というものの重みもありますが、今回引き下げを行えば2年連続となり、組合出身の町長として、こうした勧告内容についてどのようにお考えなのかということ、このことについてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まずは最初の答弁として、今、期末手当の生活給云々ということが出てきておりましたけれども、一つ大事なことは、まずこのコロナ禍の中での官民の考え方というのはあると思うのです。官公労の賃金、そしてまた民間との賃金格差ということを考えていきますと、今おっしゃった趣旨はわかるのですけれども、ただ、例えば直近の動きでいきますと、コロナ禍の中で様々な経済対策を行ってきていると、そういった中ではやはり官民格差の是正を今回人事院勧告のほうでしているところもありますので、その点を理解していただいて、今回の人勧の改定についてはぜひご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど町長が組合出身ということではございましたけれども、私自身はまさしく証券会社、民間企業に長らくおりましたし、また、バス会社等にもおりましたし、そういった点で一部の労働組合云々というその観点からではなくて、やはりこの人事院勧告の中でいきますと、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、私は是とするという、このコロナ禍の環境下の中では、やはり官民格差を是正していきながら、賃金格差のほうを是正していく、年末方針についても考えていくところでございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 3 回目の質問になります。

これも大変ちょっと私は考えるべきことだと思うのですが、一般職員に加えて賃金水準が抑えられ、一時金の支給月数も少ない再任用職員の期末手当が引き下げられます。さらに重大なのは、そもそも給与水準が低く、期末手当しか支給されない会計年度任用職員についても、この一般職の職員に準用するという、先ほど説明がありましたが、期末手当が引き下げられることについてどのようにお考えですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 会計年度任用職員は一般職、再任用職員含めてですけれども、と違って一会計年度ごとの任用で継続を前提としないというようなことから、この人事院勧告という部分については、対象外というような形とさせていただきます。

ただ一方で、この会計年度任用職員の給与に当たっては、常勤職員と均衡を保つということが総務省のマニュアルでも示されています。そういったことから、このルールに沿って期末手当の支給割合については同様に改定するというようなことで対応したところでございます。ただ、昨年 12 月に減額するという部分につきましては、継続雇用を前提としないという形から、見送ったというように対応しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第 1 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

○議長（大西 智君） まず、本件に反対者の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

議案の内容は、町職員の期末手当減額については、人事院勧告からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案したもので、一般職員は0.15か月、再任用職員と会計年度任用職員は0.1か月減額するということです。

期末手当というのは、先ほど私も質疑しましたが、生計費が一時的に増大する時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有しています。職員の生活維持には欠かせない手当だと考えています。生活給としての性格を持つ期末手当を引き下げということは、職員の生活にも影響を及ぼすものと考えます。

人事委員会からの勧告というものの重みもありますが、今回引き下げを行えば2年連続となり、一般職員に加え賃金水準が抑えられ、一時金の支給月数も少ない再任用職員の期末手当も引き下げられ、さらに、そもそも給与水準が低く、期末手当でしか支給されない会計年度任用職員についても、期末手当が引き下げられるというような状況です。

先ほど町長の答弁の中で、民間との賃金格差を考えると、今回の人事院勧告を受け入れるということもやむを得ないのだというような話がありました。今回のマイナス勧告、そして勧告に基づいた引下げは、新型コロナ対策で奮闘する職員の思いに背を向けるものでないかと言わざるを得ないし、コロナ危機の下で、ますます様々な業務に関わっている職員もおります。全ての職員の皆さんが奮闘している。その奮闘に報いるためにも、最低でも現状維持、むしろ賃上げを行うべきだと私は思いますし、公務員の給料が下がるということは、これは逆に民間に影響を与える部分があるわけです。民間との賃金格差を述べられたけれども、公務員の給料が下がれば、それでまた民間も下がるのです。そういうことを考えると、私はむしろそれは逆の発想だと思っています。公務員の給料が下がるということが民間に影響を与える部分もあり、大変危惧するところであります。

以上の理由から、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、反対します。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） この給与改定の条例の件については、この人事院勧告が行われて給与改定の場面、度々この議会の中でも協議をされてきた経緯がございます。

その都度人事院勧告は上がるケースもありますし、民間との格差を是正するという大きな目的の中で、人事院勧告がなされるわけでありまして、それに基づいて私どもの議会では、例外なくそういうことを受入れて対応してきたというふうに、私は記憶をしております。

確かに、今コロナ禍の中で、給与が下がるというのは大変つらいということでもありますし、できたら避けたいということもあります。それと、今回また12月に遡るといようなイレギュラーなケースもありますが、社会を構成する人たちというのは、別に行政マンだけではなくて、民間の方々もいて構成されているわけがございますし、皆さんつらい状況で頑張っている中であって、決して高い給料ではないかもしれませんが、行政の皆さんにも我慢をさせていただくというのが、これは社会としてあるべき姿だろうというふうに私は考えます。

よって、この改定については、いつもどおり人事院勧告に従うべきであろうということから、賛成をいたします。

○議長（大西 智君） これで、討論を終わります。

これから、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 賛成多数です。

したがって、議案第3号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時55分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、議案を続けます

（午前11時05分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書 8 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 4 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 9,456 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 6,456 万 3,000 円とするものでございます。

5 月会議の補正の概要につきましては、人事院勧告に伴う期末手当の減額、新型コロナウイルス感染症対策費として、地方創生臨時交付金を財源とした感染予防対策、各種経済対策のための予算措置などとなっております。

以下、事項別明細により説明をさせていただきますので、事項別明細の 4 ページ、5 ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 7 目 1 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。9,456 万 3,000 円の計上でございます。令和 3 年度からの繰越分 1 億 2,566 万 6,000 円のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業に充当するものでございます。今回の額につきましては、おおむね 1 億 2,566 万 6,000 円、75.2%ほどに当たる執行ということになってございます。

次に 6 ページ、7 ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費、議会運営費で 394 万円の減額です。1 節議員報酬は議員の欠員 1 名による減額、3 節議員期末手当は、人事院勧告に伴う期末手当の減によるものです。

続きまして、3 款民生費 1 項社会福祉費 4 目介護保険費 27 節介護保険特別会計繰出金事業で 32 万 1,000 円の減額です。これは人事院勧告に伴う期末手当の減額による一般会計から介護保険特別会計に対する繰出金の減によるものです。

続きまして、12 款 1 項 1 目給与費、職員給与で 1,200 万円の減額です。3 節期末手当は人事院勧告に伴う期末手当の減によるものです。

13 款予備費で 2,626 万 1,000 円の増額となっております。

一番下の段の 14 款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 1 目生活支援対策、まず 18 節妊婦応援特別給付金で 200 万円は女性が安心して子供を産み育てるための家計への支援として、令和 4 年 1 日以降の妊婦の届出を出した妊婦に 5 万円を給付する事業でございます。見込みの人数としては、40 名ほどを見込んでいます。

続いて、2 目経済対策費、1 として商工支援対策事業で 3,400 万円の増額となっております。18 節に飲食店宅配サービス支援事業補助金で、これの 100 万円につきましてはご自宅による飲食店、交通事業者支援の継続事業となっております。同じくプレミアム商品券発

行事業補助金で3,300万円。こちらは町内商店、飲食店支援及び消費者、家計支援を目的に、プレミアム率50%の商品券を発行するプレミアム商品券発行事業で、事業主体は洞爺湖町商工会でございます。この事業は7,500円の商品券を5,000円で購入していただくというものです。洞爺湖町民向けの販売として2,500円掛ける1万2,000冊、一人3冊までを考えてございます。

続きまして8ページ、9ページになります。

2として観光支援対策事業、4,513万円の計上です。18節ジオパーク・縄文を活用した観光資源魅力推進事業補助金200万円は、入江・高砂貝塚及び洞爺湖町有珠山ジオパークの2大遺産を国内への情報発信をしながら、プロモーション活動を通じて新たなマーケットの集客促進を図るもので、事業主体は洞爺湖温泉観光協会でございます。同じく18節宿泊割引事業補助金4,313万円は、新型コロナウイルスの影響により観光産業の低迷が長引く中、どうみん割や交通トラベルの再開に当たり、各地域で独自の宿泊割引事業を展開している状況を踏まえまして、洞爺湖町内の宿泊施設に宿泊する方を対象に、一人一泊について2,000円を割引し、旅行需要の消費喚起を図る事業でございます。対象者数2万人を想定してございます。事業主体は洞爺湖温泉観光協会でございます。

3目衛生対策費、1として公共施設等感染症予防対策事業です。14節で工事請負費380万円につきましては、健康福祉センター健診室に感染・熱中症対策として、換気機能付のエアコン2台の設置を図るというものでございます。

続いて2として、図書等感染症予防対策事業で963万3,000円を計上してございます。17節の備品購入費773万3,000円は、図書除菌ボックス8機、おもちゃ殺菌保管庫7機の購入で、設置場所は各小学校、保育所、読書の家、放課後児童クラブを考えているところでございます。同じく17節図書購入費で190万円につきましては、各学校、保育所、読書の家、放課後児童クラブでの図書購入費用です。学校や保育所の休校、それから外出自粛によりまして、家庭内での時間が増えておりますことから、家庭学習支援等を目的として、学校、保育所、読書の家、放課後児童クラブでの図書の充実を図りまして、また、感染症対策として書籍の除菌、おもちゃ殺菌保管庫を購入する事業で考えているものがございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、事項別明細の内容で改めて説明いただきたいと思うのですが、最初に歳出の6ページの給与のところですが、

先ほど条例改正提案がありましたが、事前にいただいた資料では、職員の期末手当の減額については1,400万円という資料をいただいているのです。ここには1,200万円しか書いておりません。それはほかのところに出てくるのかどうか、ちょっと金額が合わないものですから、ひとつそれを確認させていただきたいと思います。

それからもう一つは、この新型コロナウイルス感染症支援対策事業の中で何点かお聞きしたいのですが、一つは、この図書等感染対策予防事業なのですけれども、これはこれまで図書の除菌のために活用するという事なのなのですが、よく除菌だといってテレビや何かでも宣伝しているのですが、例えば今回のようなコロナウイルスに効果のある除菌なのか、それとも通常の、次亜塩素酸等による殺菌・除菌なのか、ちょっとその辺が、コロナ対策としてコロナウイルスの除菌に活用するという事を有効なものとして購入することになったのか、通常の除菌ということで、次亜塩素酸はあまり効果がないと言われていますから、そうするとそういうような内容なのか、ちょっとその辺の事と、もう一つは、その前のほう、観光支援対策事業のジオパーク・縄文を利用した観光資源、これは観光協会が事業の申請をして、既にもう事業の決定が下りているのか、それとも、まだこれから審査が決まっていなかったのかどうか、その点をお聞きすると、実はこれ新しい事業です、町としては。新しくいわゆる入江・高砂貝塚、それからジオパーク、二つある町の世界遺産を有効に観光資源として活用するという事のために、観光協会などが北海道観光振興機構に応募して、地域単独事業としてこれを採択を目指しているということなのなのですが、私ホームページで調べてみたのですが、審査の期間というのが4月下旬から5月末頃までとなっているのです。そうすると、今提案されている事業の内容というのは、もう既に審査を通ったものなのか、それともまだ審査中のものなのかということと、それから、この事業を通じて、今後町としては観光協会だけにそれを委ねるのではなくて、やっぱり町として観光振興にどう結びつけていこうとしているのか、このことについてちょっと説明いただければと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） まず、給与費のことです。

1,400万円というのは、全員協議会で出した資料に記載されておりますけれども、特別会計、一般会計含めた一般職員だけの金額でいくと1,400万円というような金額となる見込みであります。今回一般会計の中で1,200万円と出していますが、これは一般会計の一般職員と特別職の再任用職員、それら合わせて、厳密にいくと1,300万円の影響が出てくるのですけれども、他の手当とかの調整もございまして、補正額としては1,200万円として計上したというようなこととございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 2点目の図書等感染症予防対策の中の除菌機の件でございますけれども、これにつきましては、基本的にこの科目の名前のとおり、コロナウイルスに対応しないと対象になりませんので、基本的にはコロナの菌に対応するもの、それから、今回購入するものについては、このほかにサルモネラ菌やO-157 等他の菌にも当然効くというようなものということになってございますので、学校については図書だけでございますが、保育所については子供たちが帰った後に今先生方が一個一個遊具や本をそれぞれ手で拭いている状況でございますので、保育所等に購入しようとしているものについては本、それから遊具

が一つ入ってそれで除菌できるということになってございますので、一応そういうようなもので購入ということで考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご質問いただきました新たな観光資源魅力推進事業の部分でございます。

これにつきまして、現在、観光協会のほうで事業の採択に向けて申請中ということで、まだその採択までは至っていないと聞いているところでございます。

これを町の観光振興にどう結びつけるのかということでございます。事業の中身としては、モデルツアーなんかを企画した中で、例えば西山の散策ですとか、中島のほうで倒木を利用したウッドチップを实际制作して敷き詰める体験をしていただくですとか、災害以降、散策としてジオたまごづくりの体験をしてもらおうだとかという、そういったツアーも予定しているところでございます。

また、世界遺産に登録された入江・高砂貝塚の認知向上に向けた取組といたしまして、縄文セミナーの開催なども予定されているところでございます。また、公共交通機関と連携した取組といたしまして、例えばなのですが、ホテルに宿泊されている方のところにタクシーが直接お迎えに行って、そこにガイドの方が一緒に同乗して、ホテルから観光地、ジオパークですとか縄文の施設などを巡って、直接ガイドして回るようなプレミアムのプライベートツアーなどの企画検証なども実施した中で、新たな取組として実証して、今後につなげていきたいというところで考えているところでございます。

また、その地元ガイドの募集育成を目的とした地域住民向けのツアーなんかも実施していきたいという中身になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 順番どおりいきます。

今の観光支援対策事業ですが、そうすると、今説明いただいた限りでは、この新たな観光資源魅力推進事業というのは、直ちにガイドを同乗させて、例えばタクシーなどで回るという事業をするのではなくて、そういういわゆるツアーを企画する、あるいはそのためのセミナーを開催する、そういったことをやるための事業なのだというふうに理解していいのでしょうか。最初私説明いただいたときに、もうすぐ始めるのだというふうな気がしたのですが、今説明いただいたらそうではなくて、その企画づくりを進めるための事業だというふうに受け止めていいのかなというふうに解釈したのですけれども、それで間違いないのでしょうか。

それから、この図書館の関係、分かりました。当然コロナウイルス対策にもなるのだというふうなのですけれども、よくコロナが出始めた頃には、コロナに効きますとって除菌効果があるのだと、よく首に次亜塩素酸の袋をぶら下げている人もいましたけれども、あれはほとんど効果がないと言われてますし、やはりアルコールによる除菌が最もふさわしいと

いう話もされておりましたが、例えばそのような、遊具にしても書籍にしても図書にしても、そういったものを置くと自動的に言ったら変ですけども、今まで一つ一つ手をかけていたのが、今度はそれほど手をかけなくても除菌ができると、こういう内容だということで解釈してよろしいのでしょうか。

もう一つ追加でごめんなさい。健診の会場でエアコンの設置ありましたよね。それで、私非常に金額的に高額だなというふうに思うのですが、これは業務用だということなのですけども、何でこんなに高額なのか、もう少し説明いただけませんか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） まず、私のほうから新たな観光資源の関係で、これが企画するだけなのかということでございますが、中身としては実際にツアーとして公共交通機関と連携した観光資源ルートの整備というところで、これについてはもう既に 30 回ほど実施していきたいということで計画してございますので、企画だけではなくて、実際に取り組んでいくという中身になっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 除菌ボックスの件でございますけれども、まず小学校に入れるものについては、それぞれ図書室に置きますので、これを置くことによって 45 秒でできますので、相当な短縮ということで、大きな市では返すときにそこに入れて、自分で殺菌してから受付カウンターの書棚に返すというようなことなのですが、そういうようなことができるようになる。保育所につきましては、子供たちが帰った後に、相当大型なので、それに遊具と本を入れて自動で 8 時間で切れますので、それで朝、先生方が出たらそこから出して、除菌されているというようなことで、今までコロナによって手をかけていた相当な労働が、新たに加わったもので大幅に削減できるというようなことで、ここは見込んでいるということでございます。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 3 点目のご質問でございますけれども、さわやか内に設置するエアコンの件でございますが、なぜ高額なのかというところでございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、業務用ということで今回設置をさせていただく予定ということで補正予算を提案してございます。全員協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、まず換気機能付であること、それと、予定としまして冬期間窓を開けることなく対応を予定するということから、今回このような金額の提案をさせていただいてございます。

以上になります。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） ページ数は歳出の給与費のところ、私もちょっと見解を伺っておきたいなど。

先ほど期末手当の採決のときは私は起立しませんでした。それというのは、質疑の中でちょっと認識不足している方が多いのではないかなと思っております。特別職であるとか、あるいは議員というのは勤勉手当は入っていないのです、パーセントテージの中に。職員は勤勉手当も入っている。そして6か月勤めたから何パーセントということで、その分類のパーセントテージを教えてください。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 勤勉手当と期末手当の支給率の内訳でございます。

今回の改正を踏まえた形になりますと、期末手当につきましては6月、12月ともに1.2か月、勤勉手当につきましては0.95か月、これが職員になります。再任用職員、会計年度任用職員につきましては、改正後の数値でいくと期末手当が0.675月、勤勉手当が0.45月、それぞれ6月、12月に支給されるというような状況でございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今の課長の答弁、全くそのとおりなのです。私はなぜ言いたいかというと、先ほどのトップの答弁を聞いていると、全く認識していないのではないかなという、この辺の分類を。職員は勤勉手当入ったの1.2か月分、議員も特別職の方々も勤勉手当が入らないでパーセントテージは職員と同様にもらっているのです。その認識というのは持っていないのです。私は労働組合出身ではないとか何とかって、何か聞きづらい話も答弁の中で話していたようにけれども、こういう勤勉手当を削除するということなのです、先ほどの論理は。コロナウイルスが発生してこの2か月間というのは、非常に職員は頑張ってくれた。その頑張っている勤勉手当そのものも削除するということなのです。その辺の認識度はどうですか、もう1回。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、1番議員のほうからございましたように、まずは今回の人勧の給与勧告については、やはり先ほど来申し上げますように、官民格差の中の是正の一貫だと思っておりますので、その大枠の中で今回ご提示されていたということでございます。

そういった点で、細かい詳細についての勤勉手当と期末手当とありますけれども、いずれにしても大枠の中での今回の官民是正、そしてまたコロナ禍の中での経済の疲弊しているところを人勧として見直ししていくということでございますので、その点での理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 答弁に理解できないから質問しているのです、ここで。自分も人事院勧告というのは尊重しなければならないと思っている一人。だけれども、減額するにしても、この期末手当の分類というものを理解した中で答弁しているのか、していないのかということなのです。していないでしょう、今までのこの2回の答弁内容では。やはりこういう提案する場合においては、職員の期末手当というのは分類をはっきり分かった中で提案して

補足説明もしてくれないと、ただただ期末手当だから人事院勧告どおりやるのだということではなくて、この2年間というのは、非常にコロナウイルス感染症防止対策に全力を挙げて職員の方々は頑張ってきている。それが勤勉です。その勤勉そのものを何ら議論もしないうちに人事院勧告どおり減額するのだということは、自分は理解できない。もう一度お願いしたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 議員おっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、人事院勧告の中で今回議案を上程させていただいた中では、やはり森を見て木を見なかったとい部分はございますけれども、しかしながら、やはり森を見てしっかりとこの概要の中で判断をさせていただいて、人事院勧告のほうを了として上程をさせていただいておりますので、その点はなにとぞご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） コロナ対策の補正されている件について2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点は、いろいろなことを現状分析をされて、また国や道の支援策等も考慮した中で、もちろん繰り越された財源を基にどういう対策ができるかということで、いろいろな検討がなされた結果、今回このような各種対策を出されたということでございますので、私はそのことについてはそれなりに理解をしているものでございますけれども、全体を通して、これ以外にまだいろいろな対策がある中でこれらを優先させて提案されたのか、また幾つかの対策が今後展開される計画もお持ちなのかどうか、この辺もまだまだもうちょっと対策をやってほしいなという気持ちがあるものですから、これはこれでいいのですが、その辺の予定も含めてお考えをお伺いしたいと思います。

また、観光業は規模が大きいだけに、私どもの自治体単独での支援策ということよりも、やっぱり国や道の政策と同調しながらやらなければいけないことで、いろいろ額的には結構多く使っていますけれども、規模が大きいだけにまだまだ厳しさがあるのかなということも含めて、今後まだ考えているものが、今は発表できないかもしれませんが、いろいろ検討して今後も展開していくのだということがあればお教えいただきたいと思います。

それともう1点ですが、これ具体的なことで、先ほど5番議員のほうからもありましたが、図書等の感染対策の予防事業でございますけれども、これからも全員協議会で保育所の関係のことがあります、児童生徒の感染がこの町内でも発生していると、大変危惧しているところでございますので、そういった意味でも図書等の感染対策は必要なのだろうと思いますが、今頃出てくるのかなという気が実はしているので、この除菌というものの効果というのが、どこかの実際使われているところやそういう医療機関からの薦めがあったりとか、道教委からの薦めがあるとか、要するにこのことが感染防止に大いに効果があるのだという確証の下で導入しているのかどうかということがちょっと気になったものですから、そのこと

を教えていただきたいということと、私は本の方が好きなのですが、今の子供たちにどうなのですかね、この図書がというのがどうも、これもありだと思いますが、むしろビジョンとか映像のほうの充実のほうが子供たちにとっては良かったのかなという気もしていますので、その辺の検討もなされたのかそのことについて伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今回の全体の計画の考え方でございます。

今、議員からお話ありました2問目の質問とも連動しますけれども、私ども非常にワクチンの接種率というのを考えながらずっときていました。高齢者の方、それから変異してきた状態を見ながら考えておりましたけれども、どうも今、保育所、それから小学校の子供たちの拡大が非常に進んでいるという、とても心配してございます。

今回の上がってきた各課、あるいはそれぞれの団体の皆さんからのご意見も聞きながら、どれを優先すべきかと考えたのですけれども、やはり接種率がまだ3割程度しかない、そしてやっぱり副作用のことを心配して、親御さんが非常に子供への接種をためらっているというような状況がございます。

そういうことから、今回教育委員会のほうでは、前々から子供たちの感染症を抑えるのに効果的だということで、この器具というのを感染症を防ぐため挙げていたのですけれども、今回は思い切って接種率のことも勘案する、それから広がりも見ながら、今回特に子供たちを含めた感染予防対策というのを重点を置いたということでございます。

それから、当然観光事業を含めた皆さんへの応援の形はどのような形がいいのか。特に繰り越した国が1億2,500万円、もうそれで最後ではないかということも言われておりました。この後、来年、再来年あたりから借入金の償還が始まるということを十分踏まえながら検討しないといけない。一過的にそれをしのいで、次に弾切れになったときにどうするのだということも考え合わせたのですけれども、一番いろいろな事業を展開していく中で、ご承知のようにウクライナの問題等それと原油含めて小麦含めて物価の高騰、大きなインフレの状態になってきております。これはいいインフレと悪いインフレがあるというふうに専門家が言っております。いいインフレというのは、地域の給与も一緒に併せて上がっていけばインフレもいいのだということなのですが、地域の経済含めて疲弊している中で、賃金が上がっていかない中でインフレが進んでいるということもありますので、そういうこともあって、今、国が原油価格、物価高騰等の総合緊急対策ということで、新たに予備費、それから補正予算を組んで、自治体のほうへの追加の交付金というのを出してございます。ご承知のように公表されておりますけれども、7,400万円ほど入ってきてございますので、それらを組み合わせて総合的にこの後、国、先ほど議員お話されました、国、道の制度の立てつけを見ながら、それに上乘せして、さらに効果を上げるというようなやり方も考えなければいけないということで、今それを早急に進めているところですが、今回の計画につきましては先ほどお話したように、子供たち含めた中で対策というのを優先したような形で組んでございますので、新たにまだ事業の中でやりたい事業ありますので、それらについて

はまた議員の皆さんと十分協議をさせていただきながら、予算の計上をさせていただきたい
と思っているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第5号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書11ページになります。

議案第5号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきます。4ページ、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

4款1項繰入金でございます。歳出予算の総額により、2目職員給与等繰入金及び5目その他一般会計繰入金の財源充当額を変更するものでございます。

次に6ページ、7ページの歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 3 節期末手当 24 万 1,000 円の減額です。人事院勧告に伴う期末手当の減でございます。

9 款 1 項 1 目予備費で 24 万 1,000 円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 10、議案第 6 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書 13 ページを開いていただきたいと思います。

議案第 6 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第 1 表歳出予算補正による。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、3 ページ、4 ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款公共下水道費 1 項下水道管理費 1 目一般管理費 3 節期末手当で 83 万 4,000 円の減額です。人事院勧告に伴う期末手当の減でございます。

3 款 1 項 1 目予備費で 83 万 4,000 円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 11、議案第 7 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書 15 ページをご覧くださいと思います。

議案第 7 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 69 万 8,000 円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号保険者介護保険料、現年分で 5 万 4,000 円の減額です。こ

れは期末手当減額による包括的支援事業の減によるものです。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金です。現年分で 9 万 1,000 円の減額、期末手当の減による包括的支援事業の減によるものです。

次に 3 款道支出金 2 項道補助金 3 目地域支援事業交付金です。現年分で 4 万 5,000 円の減です。こちらも期末手当の減による包括的支援事業の事業費の減によるものです。

それから一番下の 6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金です。事務費繰入金で 27 万 6,000 円の減額です。こちらも期末手当減による一般管理費の減によるものです。

5 目地域支援事業繰入金です。現年分で 4 万 5,000 円の減額です。期末手当減額による包括的支援事業の事業費の減によるものです。

次に 6 ページ、7 ページ目、歳出をご覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費です。3 節期末手当 27 万 6,000 円の減額です。人事院勧告に伴う期末手当の減によるものです。

最後に 3 款地域支援事業費 2 項 1 目包括支援事業費です。3 節期末手当で 23 万 5,000 円の減額です。こちらも人勧に伴う期末手当の減によるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） ちょっと確認ですけれども、今、歳入部分で介護保険料の減額の理由に、包括的支援事業の減によるものだというふうに説明されたのですが、これはどういうことなのでしょうか。介護保険料第 1 号保険者の介護保険料が減額された理由が包括的支援事業とどういう関係があるのですか。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） すいません。私、歳入のところで 1 款 1 項介護保険料の 1 目第 1 号保険者介護保険料のところ、現年分の 5 万 4,000 円の減額のところ、期末手当減額による包括的支援事業費の減によるということで、期末手当減額によるということをちょっと飛ばしてしまって、そこのところを説明していなかったと思うのですけれども、説明としては以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採

決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第8号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書18ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

以下、事項別明細によりご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金でございます。歳出予算の減額により、2目職員給与費等繰入金及び3目その他一般会計繰入金の財源充当額を変更するものでございます。

次に6ページ、7ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4万6,000円の減額です。3節期末手当は人事院勧告に伴う期末手当の減でございます。

4款1項1目予備費で4万6,000円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第9号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書20ページをご覧くださいと思います。

議案第9号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これは補正予算に関する説明書でご説明いたします。

それでは、補正予算に関する説明書3ページ目をご覧ください。一番おしりのページになります。

1款水道事業費用1項営業用1目原水及び浄水費13万8,000円の減額及び2目配水及び給水費14万2,000円の減額でございます。内容は、人事院勧告に伴う期末手当の減によるものでございます。

4項1目予備費28万円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時58分）

.

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員